

児童扶養手当の額

区 分	平成22年4月～
全部支給	月額 41,720円
一部支給	月額 41,710円～9,850円



※上記は対象児童が1人の場合の手当額です。

児童が2人の場合は、上記金額に5,000円の加算、3人以降はさらに3,000円ずつ加算されます。

※一部支給額は所得に応じて決定されます。

所得の制限

請求者本人及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得（課税台帳で確認します。）が下表の額以上ある場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の一部または全部が停止になります。

■所得制限限度額表

扶養 親族等の数	平成21年分所得額		
	●請求者（本人）		●扶養義務者 ●配偶者 ●孤児等の養育者
	全額支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	以下380,000円 ずつ加算	以下380,000円 ずつ加算	以下380,000円 ずつ加算

■限度額に加算されるもの

①請求者本人の場合

老人控除対象配偶者・老人扶養親族がある場合10万円／人、

特定扶養親族がある場合は15万円／人

②扶養義務者等の場合

老人扶養親族がある場合は6万円／人

（ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は、1人除く）

■所得額の計算法

所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）＋養育費 ※－80,000円－下記の諸控除

諸 控 除 の 額	障害者控除	270,000円
	勤労学生控除	
	特別障害者控除	400,000円
	配偶者特別控除	地方税法で控除された額
	医療費控除等	

請求者が養育者の場合は、寡婦控除あり

※請求者が養育者以外の場合は、児童の父又は母から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品等でその金額の8割。